ひとり親家庭(児童扶養手当受給資格者名簿 登録者)への臨時特別給付金のご案内

ひとり親家庭の生活を支援するために一時金を支給します!

はじめに・・・申請は必要ですか?

今回、支給を受けるにあたって、**原則、申請は不要です。**

※希望しない場合等は、6月30日までに、ホームページ掲載の届出書を提出してください。

1. だれがもらえるの? (支給対象者)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童扶養手当を受給している方です。 (所得制限限度額等により支給額が全部停止となっている方も含みます。)

2. うちの子は、対象になるの? (対象児童)

児童扶養手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童扶養手当の対象となっている児童であれば、3月で高校を卒業 した児童も対象となります。

3. いくらもらえるの? (給付額)

対象児童1人につき、2万円です。

4. いつもらえるの? (支給時期)

対象の方には、7月中旬に支給見込みです。対象の方には支給日までに通知いたします。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの? (支給方法)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童扶養手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、**令和2年12月末までに**振込指定口座の変更手続等をお願いします。指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、ひとり親家庭への臨時特別給付金が支給できませんので、ご了承ください。
- ※当該口座の変更等に支障がある場合には、上牧町こども支援課までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

申請は不要です。 給付金は7月中旬に支給する見込みです。

①給付金のご案内を送付します。

上牧町

②希望しない場合等のみ、届出書を提出してください。 (ホームページよりダウンロードできます。)

③児童扶養手当登録銀行口座等へ振り込みます。

こんなときはどうなるの?

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか?

A. 「ひとり親家庭(児童扶養手当受給資格者名簿登録者)への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点で上牧町にお住まいの対象の方へ支給いたしますので、4月1日以降に転入された方は対象外となります。ご了承ください。

※3月で高校を卒業した児童については、令和2年2月29日時点で上牧町にお住いの方が対象。

Q. 所得制限等により、児童扶養手当の申請をしていないのですが、どうなりますか?

A. 令和2年4月分の児童扶養手当を受給することができる(児童扶養手当受給資格者名簿に登録されている)方のみ対象となります。また、支給額が全部停止となっている児童扶養手当受給資格者 名簿登録者も対象となりますが、所得制限等の理由により、申請されていない方は受給できません ので、ご了承ください。

お問い合わせは



上牧町役場 こども支援課 TEL 0745-43-5034

「ひとり親家庭(児童扶養手当受給者台帳登録者)への臨時特別給付金」に関する "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに上牧町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに上牧町こども支援課の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。